## 學濟經學大國帝都京

號

×

	行酸日-	一月二十年	六 和 昭	
一本誌第三十三卷總目錄 新着外國經濟雜誌主要論題 附 錄	中世の都市財政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行不収の産この引基費中國の準に	研究 祝制整理を論ず・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	景氣變動さ前進變動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 中世の都市財政

#### 大 谷 政 敬

#### 言

前

支配關 れた政 封建的 らして、 最初の表現を求めることを得る。 及 樣 Ø  $\kappa$ **强く吾人を導くもので** 近世國家が、 び近近 固 先 k 最近に於ける憲 M 驅 有な徴標の多くの 冶 係 世 者 且つ族長的 意識せられ 吾人はこ 的 が、 の原型 初 頭 權 カに 非個 の歐洲都市で 中 の先驅者を有して居たといふ見解 因り 法の Ø 人的 支配構造の克服、 て居る、 K 政 は生生 ある。 治的形象内に 研究及び社會史的探究の 排除されて居る。 な國家理性 ものを旣に帶びて居り、 成過程中の近代國家が ある。 その先驅者とい との先驅者は、 ح 0 理念へ の都市に 卽ち從來の 於て合理的 そうであるか 方向 ふの  $\Gamma$ 近世 於 の成果は、 |財政 且. は 付 個 7 けら うと 種 人的 は 中 國 1 世 Ø K 亥 力

上述の如き意義を有する中世都市の財政をば、イエ

中

#

Ø

都

市

財

政

の了解に資する所以と思考するからである。こと、する。斯くすることは、現代の所謂合理的

۲

١

氏

の著書に

に基き適宜で

Ø

分類を施して次に敍述

する

财

业

#### 一、中世都市の類型

**攻**治 象をば決して具現して居なかつた。 共同體は、 # 的 世に於ては、「都市」なる名稱を有して居た 旭 會 其れの經濟的構造からするも、 的 構造か らす るも、 統 的性格 を打 將又其 政 ·}-る 治 n 的

ば支配が る主張も営を得て居ない 驅を發見し得ると信ずるテン 發端及び らなかつたとするテンニー 見 Ъ جۇ\_ 0 と、「共同社會」の なかつたといふビュへ 共 である。 Ø 的 頃 社會 に營んで居る廣大な村落と何等異なるも Ø 都市は、 的 尙ほ又中世都市には差別なく資本主 政治的 典型的諸特徴を有する形象 經濟的に言ふと、 (是の 生活 ル スの見解も、 Ø 意見、 <u>=</u> の「利益社會的 主張 ス の代表者は就中憲法史 並に社 の見解とは對立す 自足自給 正鵠を失 會學 」構造 M 的 經 義 世 他 濟を 17 Ø Ø る 先 Ø な

.
) Vgl. Jecht. Wesen und Formen der Finanzwirtschaft S. 53.

2) Jecht, a. a. O. s. 123 — s. 131.

第三十三卷 九三三 第六號 一四七

### 家ザンデル氏である)。

分すれ けら と稱 ない 都 様に werbestädte) estädte) て居た。 した「市民社會 方的 濟的 市 一世襲制 種々 ÷ 世 λL 社 6 乃 ば、 N 72 構 會 (工業的內 な 結 造を Ъ 至 れ Ø 近 たる政 合し 純粹 度を 共同 經 Ø 及 をは、 有 世 滔 K Œ 有す 生活 構造を中 た な農民都市 L 初 商業都市 一一居 至 販 治 頭 地 賣區 、る共同 單 的 る迄 7 Ø 都 た。 共同 ľζ 於 仕 市、 域を 最 7 Ø 方 世 都 (Handelsstädte) Ь S 體 極 祉. K 都 (reine 輸 重要 有する工業都市 ま は P,  $\aleph$ 會 市 市 H 7 は有して居たと同 からして、 都 多數 な經 共 15 未だ分解する Acherbürgerstädte) 業 市 實 Ø 都 制 當 0 严 Ŀ 度を有 市 多 的 時 極 階級さ 樣性 都 となる。 類 λO (Eexportge-(型より (Gewerb-市 する小品)  $\overline{\phantom{a}}$ 種 が に 논 1 名 K 分裂 存 至 様 뎶 付 な 抓 5 K

凡ゆ らである。 あ る 上 述の る經 蓋 經 脟 都 濟 的 市 的 並 たる團 並 K 祉: K 會 社 體 的 會 生. 的 經 活 濟 多 と緊 様 Ø 性 仕 密 方 Ø な照 Ø 形 重要 成 應を呈 は特 な 相 に す 異 重 ź 要で 7/5 力。

## 二、合理的財政への崩費

政を  $\langle \mathcal{O} \rangle$ る 魜 農 カン 條 展 变) 件 有 開 尺 躗 す 文 が z 都 が る M 成育することが可 n 市 た市 都 中 水 曫 市 世 都市 場 17 法 しよ 於 律 經 0 7 ØŤ Ŀ 都市 類 O 並 み、 型 K 或 支配者 17 能である。 財 る程 於 政 7 度に 0 Ø 如 新ら 有 侚 於け K カン L L 7 丟 7 )き形態( る合理 現さ 扂 る た 成 育 <u></u>-XL 地 可 的 7 合 居 能 行

地上負 活資 從つて 族 が な して居た。 有 つつた。 るもの 長 汀 權 其 的 坆 及 Ø 擔であつた。(註一) O 的 财 自 U. 種類に於ては田舍 また是っ ではなかつた。 政 根源としての農業 裁 活 立. 動に於ての IIII 쒜 なる從來 的 して 欀 團 Ø 體 に 對 農民都市 財 經 濟 して、 政 Ø 形態 人民 Ø Ø 是 地 重 (platte 位を贏 上 K 點 は、 Ø 0 白 於ても 直 治 租 O は 收 接 本 稅 的 盆に 質上 は全然住民 Land) 的 戰 ち 團 得 體 租 役 且 結合し 税は存 0 依 悭 た 然と 警備 時 格 0 個 租 人的 C を獲 於てす た種 Ø 稅 こと 及 そ 得 تخ 主 寄 S. 要 居 相 與 姥 K 俥 な 生 領 尠 ら

1) Bücher, Toennies, P. Sander 氏の説に對する Jecht 氏の批判は、次の Jecht 氏の論文参照. "Studien zur gesellschaftlichen Struktur der Mittelalterlichen Städte", Vierteljahrsschrift für Sozial- u. Wirtschaftsgesch., Bd. 19, 1926, S. 48—85. (Jecht, a. a. O, S. 123 より引用)

支拂ふて居た。(土地の面積によ 於ては、 liabe) の課税といふ現象は存せなかつ 異なるも 二八一年 + == 世紀 ので んど凡ゆる 般に田 Brandenburg 内 なか の後半に至る迄、 より 含の っ 課する) たから 都 財政と毫も相去るところ 市 は、 の都 (die fixierte Hufensteuer) Ę 本源的には農民都 市 動產的所 都市財政は其の は たのである。 田 有 舍と同樣に (bewegliche は 市 ፖር 视 段別 b カ> 何 Ł っ ĸ 等

代價仕事としての手工業も亦、 理 く少 を缺 會計とが密着して、 的 か。 次に手工業は、 財政 |敷の大輸出工業都市並に商業都市に於ての いで居た。 に於て依然として市場圏外に立つて居た。 L. 尙 ほ未だ賃銀 Ø 層 たゞ の展 都 勞働 凡ゆる徹底した合理 伊 市 開 太 經 が 利の都市と及び獨 Ø 严 あ 狀 の支配的 態へ つ たの 營利的企業會計と家庭 展開さ みであ 形態で 打步、 的 經濟 逸國 はあ 從つて つったが 而して み、 勺 Ø 基 Ø 合 極 礎

湾 的 東縛 たが、 的 後に、 勢力の侵入に とが保護さ 所謂工 ٦, 一份ほ 'n 因つ 一業的 て居たの 未だ慣習の權威と、 内地 て旣に傳統的 都市 で、 O 財政 經濟生活は、 な生活基礎が K 於ても亦、 經 濟 者 市 Ø 動搖 個人 場 古 經

中

世

Ø

鄁

市

財

政

錯して居た。 き族長的財政と新らしき官僚的財政とが、著しく相交

會の 分の 問 因 性格 合理 を Ø H 財 Ø 造が役立つ 悂 題 ラ Īζ 齎らすこと大であつた。 構 ЯL (1)都市主 構 を既に 問 的財政 7 成は、 格でありしことは、 で ばならないの の指導者としての参事會員は、 題は、 あつ 成の方法 自分自身の 明白に のを識り (形成へ た。 支配者個人に依屬することなき團 權 彼等參事 次に が、 Ø で. 構造 表現して居る。 の可 る。 都 需要 專 制 都市の家計管理に於 市 會員にとつては、 能に對して、 合議制參事 充足の 有 都 的 吾人は、 力者の合議統治、 市 ታ> 或は 家 計 手段を都市 組合的 しか。 會 Ø 先づ都 形 官僚: 租 として 成に 稅徵 L な 切實な利 ታኔ 时 兩者 とり 市主  $\mathcal{C}$ 蚁 水 Ø 財 就中參 納 5 都 0 盟 政 需要  $\overline{c}$ 何 付 講 礶 市 權 害 决 都 \$L ÷ ŧ 卽 カ O 事 Ø 配 な カゝ M. 市  $\bigcirc$ 權 構 ち

域に住 圍 體で 抑 は X) る人々に對 無くつて、 都市公共團體 しての नि は、 民 Ø 支配的處分權を有す 本源的 個 人的 團  $\mathcal{C}$ 言 體 7 ጵ ٦ あ ತ್ಯ る 定 都 地 市 O 地 城 公

九三五 第六號 一四九

第三十三

1) Moll, Zur Geschichte der Vermögenssteuern, S. 69. (Jecht. a. a. O. s. 124. より引用)

城跡で强制されて居たのである。 7 居た。 共團體 市の行政事務を擔當する義務を負はされて居た。 々以て是の個人的に色彩られた支配關係に結合して居 戰役、 かゝる義務は、多くの都市に於て實に刑罰による 久しき歳月の間、 就中手段調 の加入は、 警備、 築城の勞務に服せしめられ、 達に於ては、 一に市民權の特殊な獲得に依存して 市民は、 强い族長的加味が、 都市に對して個人的寄 また都 そし 盆

理的 市の戦争制度には、 からして、市長は有給官吏であつたのを吾人は看る。 (Stadtschreiberposten) が、全行政にとつて決定的な役所 職として活動する合議制參事會以外に特に都市書記局 となるに至つた。 だ廣く行はれて居なかつた。 有給官吏制度は、 口)、戰爭制 財政 Ø 土臺が實現して居た。 度 また伊太利では旣に比較的早い時代 夙に團體需要の市場的充當なる合 都市行政の内部では概して尚ほ未 都市の内部行政とは反對に、 しかし獨逸國では、 都市の傭兵制度の淵 名譽 都

源は、

旣に地主

の軍隊が未だ本質上知行に基いて居た

配的な市場經濟的形成へ らして傭兵への軍隊組織の變遷 市家計の大部分を占めて居た。 時代にある。 めるとするも、 漸増である。 化 て あり、 他面産業生活に從事する市民の不可缺 當時軍隊の費用、 該制度の發生原因 そは決して製れるところでは無 の移行に對する固有動因を認 著し吾人が市民皆兵か は、 警備の支出が、 の裡に、 面戰 都市 争技 財 往夕 政 術 Ø 性 0 支 都 缬

### 三、租稅制度

實からしてのみ了解し得る夥多の特徴を示して居る。 が從來の自足自給經濟的基礎を解消し初めたといふ事 て勿論都市の租税制度は、 範圍に及んで居たといふ證明であると言ひ得る。 當時凡ゆる大都市の收入經濟は、 經濟生活内の交換關係の發展を意味するものである。 て基いて居たといふことは、旣に市場交通がか 場經濟的形成へ移行したといふことの反面には、 前述せる如く、 都市財政が傭兵制度を契機として市 その形 成に於て、 貨幣的課徴に主とし 經濟生活 IM 都市

得稅は、 事で 居 と家計 所 權 では、 底しなか は だが交換關 得 Ó 10 あつ 增 から Ø 13 經濟 加 K Ø た。 都市 して、 賃 未 分離 っ K と分離 對 だ直 た。 0 係を通じて ح  $\mathcal{C}$ 計 す が 或 は 3 接 0 特 算 事 未 L 計 的 的 る 缺 1 だ知ら 態の ----量的 形 殆 K 如 定の 成の んど妙 生 Ø L 裡 表現は 所 產 て居た。 財 者自身 得 年 最も n K 政 -月を經  $\overline{c}$ 自 くとも K 居な 不可 體 就 重 於 中 を捕 ける Ø 要 かくて生産 能で かつたとい 後 過する迄は、 需 な前 中 代 捉 合 要 世 0 すること あ /C提 期 班 意味 Ő 充 Ø 的 こら た Ø 卽 獨 葠 \$. 大部 透 で ち 逸 事實 は 處分 0 水 產 都 は 所 難 45 業 徹 分 市

 $\mathcal{C}$ Geschoss 代 ン文獻参照) 2) 課稅 Ø 所 j 得稅と先づ第 所得及財產混 á。 は 所 是 得 Ø 部 稅 分と財 合稅 ĸ 就て 亿 比 .(das städtische は 產 較 Ľ 部 ュ 得 分とを相 ^ る租 ル O 實 稅 證的 互. Geschoss) K 卽 研 き都 分離 突及其 관-市 後 ず 他 Ø

基礎が包藏さ

\$2

<u>-</u>

居る。

代に於て、 今や初まり 般 0 Z 12 凡 あ Ø る る 購 種 貿 類 性 0 及 租 び 稅 容 齊 體 的 10 評 就 價 て Ø Ø 是 經 0) 떍 畤

中

世

Ø

都

市

財

政

て居た。 て存して居た。 初、 旣 ること無しに、 K Ø 課稅 課稅 是の をなす 上 を 課 ぼ 進 たゞ 步 稅 K フラ | 當り 方 唯 を 具體 意味 法 > は 統 Ø 7 する。 フ 的 公分母に 各都市 的 ル 租 ۲ 仕方で全處分權 稅 で 客體 言ふ迄もなく人 は 齎らすとい K -於 を 五世 7 個 紀末迄 H L 别 きに を <u>ک</u> K 存す 捕 1/2 は 捉 亘 捉 最 は 0 Ż.

ると言 籃地 技術さ て、 例 þ 市 る。であるから 稅 するとい ン 0 E たるフ ば獨逸 各 ザ 市 經 0 J え完成な 同盟 記 場經 湾 動 位済者の 得 錄 的 産稅 は毫も る。 П Ø Ø 濟 基礎 ふことがあつた。 ざれ 沿岸 L I は L 業 **處分權をば最も大なる規** ン が、 た て、 で居た。 ス 無 都 的 Ľ, 或 は 市 内 補 主として自足自給 る都市 V 市 合 揚經 ت. 地 充 ح ا 理 は 都 的 的 特 市 濟 存 K 課 K 在で て. の ج 動 が 於 或 稅 は では、 產 査定 《程度に1 資本 あつ ح. بح  $\mathcal{C}$ 繼貿易を生 課 就 主義 0 稅 たこ は、  $\overline{c}$ 的 動 發消 模で 展開 を Ø 需 產 とを意味 的 を ح 耍 Ø 地で 命とす 企業 捕 すに 充當 Ø 盽 課 し 髙 捉 た都 未 秕 當 奕 B 0 Ì 7 **ፖ**ረ を

九三七 第 六 號

あ

1)

2)

る

h

schichte, 1922, S. 300 S. 328.

Ø

る

市

(以上 1) 2) の引用は Jecht. a. a. O. S. 126 より採る)

す

あ

K. Bücher, Zwei mittelalterliche Steuerordnungen, Beitrage zur Wirtschftsge-

Diss. 1906. B. Moll, Zur. Geschichte der Vermögensteuern, Leipzig 1911.

Vgl. M. E. Heidenhain, Städtische Vermögenssteuern im Mittelater, Leipziger

都

重

第三十三 Ξĩ.

勢に適合するものと解されて居たこの財産税は、 の根本的な不充分性をば決して克服するを得なかつた 充當の手段として、 して、或はそれ以上に現はるれば現はれる程公的需要 業利潤及び自己の勞働をば市場的な價値に換算すると とからする處分權 が、土地家屋に (im Grund und Boden und im Haus-發展と共に愈々益々衰廢されなければならぬ運命に當 産で以て現實的に納稅義務者の經濟的處分權が、 力に對し有用な標準として役立つ。 besita) 存する限りに於て適中する。實にその限りに於 面せざるを得なかつた。この前提は、 されることに對する前提は、市場經濟的交錯の一層の に透徹さすことが可能ならしめたものである。だが財 て、評價的單位として捕捉される「財産」は、經濟的 る都市の交換經濟 一層不充分となるに至る。實に、 八)財産税 の増加が、經濟力の古き根源と並立 の下に、 財産税の出現は、 財産に應じて課税するといふこと 凡ゆる經濟關係をば評價的 これに反して、 正に浸透しつく 經濟生活の新情 經濟的富の重 前揭 計量 商 あ 能 點

> 利潤の課税に導くを得なかつた。 得なかつたし、また財産に對する高率の課税は、商業以てしても、勞働の市場的收益の精密な捕捉に導くを以てしても、勞働の市場的收益の精密な捕捉に導くをのである。多くの場合に起つた租税の減收と、そして

Köln 産税を完全に廢止する都市を生ずるに至つた。 せしめられて居た。實に是の消費稅の發展は、從來の 入が、全收入體系の主要部分となるに至る程度に 最も重要な諸都市では、消費税 (Aufwandsteuer) 得の統一的捕捉は、未だ不可能であつたとするも、 はれる場合には旣に喰入ることが出來る。 人の處分權(購買力)が市場での需要充當の各行為に現 税の擴大を來さしめた。 業を有する諸都市の財政收入をして、消費に就ての課 するに對しての諸條件の缺乏は、 税が不充分性を増大したこと、 (二)消費稅 では一三七一年以來、Duisburg では一四〇六年 經濟生活の市場的形 此の時代では、 他面所得に應じて課税 正に展開された商 成に伴ふて財産 市場經濟的所 事實中世の 例へば の牧 財

例 財産税廢止に重大な役割を演をじたとこは拒めない。 響が、卽ち都市參事會員たる財産所有の門地の支配が 以 配に基いて居る。 られるに至つた。 來、 ば 伊の Köln に於ける財産稅の廢止は、 Genua 是の形成に際して勿論また政治的影 は 四八九年以 來財産税は廢止 直接に門地支 中

る組合職工群の一揆が極めて屢々蜂起した。 となればなる程、一層貧民階級の一方的負擔に励するとなればなる程、一層貧民階級の一方的負擔に励するとなればなる程、一層貧民階級の一方的負擔に励するの。斯くて、新らしい消費稅 (Verbrauch となればなる程、一層貧民階級の一方的負擔に励するとなればなる程、一層貧民階級の一方的負擔に励するとなればなる程、一層貧民階級の一方的負擔に聞き換えられる的手段調達の重點が、消費の課稅に置き換えられ

#### 5、公债收入

即ち後日での反對給付要求權の委任は、貨幣評價的市成に際して明白に現はれる。信用其れ自體たる事實、に因つて規定せられるかといふことは、特に公債の形團體經濟の特性が、如何に力强く經濟生活の全構造

中

Ш.

0

都

市

財

政

至つた。 金の拂戻或は借換を阻止する程に勢力を逞しくするに の種の債權者は、Genua の例が示す様に、都市の借入 債權者の掌中に流れ込むことも稀れでは無かつた。是 て居た。 債收入によりて經營し以て、 は存せなかつた。 伊太利以外の諸都市では、 そして屢々其他の臨時費支拂のためにも起債されたが 不可能のために狹小であつた限界を飛躍するに至つた。 て初めて、公債は從來給付と反對給付の統一的評價の 領域に於ける評價が、 場經濟内で初めて大なる意義を有し得る。實に、經濟的 當時都市の起債目的は、 か」る企業公債には、 伊太利では、 全經濟的行動を浸透するに至 第一に戰費の支辦であつた。 所謂生産事業のための公債 般私企業と競爭を行つ 都市 擔保を必要とし、時に 自體が企業をば公 0

### 五、財務行政

に不拘、時代の全經濟的生活は過渡的なるものであつ中世の都市團體經濟は、凡ゆる合理的發展をなした

三十三卷 九三九 第六號 一五三

#### 中 世 Ø 都 市 財 政

schen Kasseneinheit")の無きことは、 で、 顯著な特徴である、 代の特色は、 を圓滑になすを得なかつた。 入の動搖恒なく、 衙の會計は、 租税徴收の技術の内に明 たからして、この過渡的特色は、 吏の馘首を行ふ等、 更を負擔せなければならぬといふ原則に矩つて居たの との努力が行はれて居た。そして各官衙は、 である。 缺如である。 手數料制度は大なる意義を有して居た。 多數の特別會計は、 「國庫統一の原理」("Prinzips der fiskali-統一的な家計々算 (Haushaltrechung) の **客附財團の設立に因つて獨立化せしめん** 時には寄進による彌縫、或は有給官 勘くとも獨逸に關する限りは然り とかく意識的に合理的な家計遂行 かに反映されて居る。 一般會計と並存し、 財務行政の方法並に 中世都市會計の しかし收 自分の官 との時 各官

度をば、 味する。 往々租税請負制度により齎らされた事は一の進步を意 是れとは反對に、 正さしく豫算經濟 奇妙に聞えるであろうが、 伊太利に於ける收入の恒常性が、 (Budgetwirtschaft) の發端 吾人は租稅請負制

#### 九四〇 第六號 五

5<sub>0</sub> 制度も、 合理化途上への一進步を意味する。 ては、時代遅れ、 體 D ことを想起することによつて充分了解せられるであろ と名付けることが出來る。 み、 一が一つの意識的な合理的形象となるに至つた後に於 即ち個々のものは、 其の時々の意味を獲得するといふことを。 前官僚的都市共同體の埓内では、 反動的と考えざるを得ない租稅請負 歴史的形象の全聯關からして 後代に於ては、 このことは, 疑 即ち政治園 ひも無く 次の

#### 亩

結

「中世の都市財政に於ては、古きものも新らしきものも 尙ほ未だ取換えられずに並存して居る移行現象の典型 的な像であると」。 上述せるところによりて、 確認せられ得ることは (ナーナーニニ)